

Ⅲ 境界確定協議書(案)提出書類「作成要領」

境界確定協議が整った後、財務局等からその旨通知しますので、以下の書類を財務局等に提出してください。

1. 境界確定協議書(案)【様式 10】

様式 10-1(承諾人連名)又は様式 10-2(承諾人単独)を使用し、必要に応じて適宜、加除修正してください。

なお、様式 10-2 による場合、国と申請者を含む隣接土地(点接地、対側地含む)の所有者ごとに境界確定協議書(案)を2通作成する必要があります。

(1) 国有地等の所在

国有地の所在及び隣接土地の所在(持分割合がある場合はその割合)は漏れなく記載してください。

(2) 別添図面の表示事項

「所有権界及び筆界」、「筆界」のチェック欄については、財務局等で記入します。

(3) 境界確定年月日

境界確定年月日については、財務局等で記入します。

(4) 国有地管理者

国有地管理者は国有地の所在地により異なりますので、次のとおり記載してください。

- ・石川県内に所在する場合…北陸財務局長(「()財務事務所長」を削除)
- ・富山県内に所在する場合…富山財務事務所長(「()」を削除)
- ・福井県内に所在する場合…福井財務事務所長(「()」を削除)

(5) 隣接土地所有者の署名又は記名押印

自然人の場合は自署による署名を、法人の場合は記名及び代表者印の押印をしてください。

(6) 添付書類及び割印

境界確定協議書(案)には、境界確定図(現況実測平面図)及び「公図又は14条地図」の写し(必要に応じて、合成公図を追加)を添付し、実務取扱者による割印(職印又は実印)をしてください。

境界確定協議書(案)に添付する境界確定図(現況実測平面図)は、土地家屋調査士等が作製し、作製者の押印があることが必要です。作製にあたっては、「Ⅱ境界確定申請書類『作成要領』5」を御確認ください。

(7) 必要部数

境界確定協議書(案)の提出にあたっては、財務局等保管用、隣接土地所有者分を含む必要部数を提出してください。

2. 調査報告書(境界確定協議時提出用)【様式 11】

様式 11 を使用し、必要に応じて適宜、加除修正してください。

実務取扱者(土地家屋調査士等)は、隣接土地所有者や隣接土地の登記事項のほか、共有者等のうち所在等の知れない者の探索(「Ⅱ境界確定申請書類『作成要領』2.(2)別表 3」参照)状況等について、様式 11(様式 11-1(単独所有地)、様式 11-2(相続登記未了))を作成した上で、表紙に作成者の資格を記入し、自署による署名及び職印又は実印を押印し、添付してください。

なお、共有地の「調査報告書」については、別様式となりますので、財務局等にお問い合わせください。

※代表者以外の共有者等のうち所在等の知れない者がいる場合において、共有者等全員の委任状を添付することが困難であることから、他の共有者等の探索過程を調査報告書に記載する方法により境界確定を行う場合は、筆界の確認にとどまります。

3. 境界標写真

境界標等設置後の境界標写真(遠景、近景)を別途1部提出してください。

なお、境界確定申請時に提出した境界標写真に変更がなければ、提出を省略することができます。